青森市工事請負契約標準約款等の改正について（令和７年４月１日施行）

▼改正概要

①災害復旧工事等における受注者負担軽減

災害が激甚化・頻発化する近年において、災害復旧を円滑に進めるためには、受注者負担の軽減により、災害復旧工事を受注しやすい環境を整えることが必要不可欠であることから、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているが、災害応急対策又は災害復旧に関する工事の損害については、発注者が損害合計額を負担することとしたもの。

②暴力団排除条項の対象の拡大

公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、受注者の役員のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとしたもの。

③契約保証等における保証証書等の電子化

ペーパーレス化が推奨される近年において、受注者負担の軽減と業務合理化を図るため、契約締結時等に保険証券・保険証書を発注者に寄託するとされているところに、「電子保証」の仕組みを導入することとしたもの。

④独占禁止法等違反に伴う契約解除条項の見直し

本市の標準約款において、独占禁止法の規定により、受注者が公正取引委員会から排除措置命令又は納付命令を受けそれが確定した場合に、発注者は直ちに契約を解除することができるとされている。しかし、受注者を「構成員に含む事業者団体に対する命令」である場合等で、受注者が排除措置命令や納付命令の名宛人となっていない場合の取扱いについては明記されていないことから、「受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっても、当該命令の名宛人に対する当該命令の全てが確定したときには契約解除ができる」という規定を、青森県の表記に合わせ追記することとしたもの。

⑤その他字句修正、条ずれ修正

▼施行期日

令和７年４月１日　（令和７年４月１日以降に見積依頼または指名、公告する案件より適用）